

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和7年11月25日午後2時南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 14名

2. 出 席 委 員 11名にしてその氏名は次のとおり

1番	高橋 善一	2番	竹田 壮芳	3番	安達 芳紀
4番	佐藤 文好	5番	松田 繁徳	7番	錦 礼子
9番	山岸 誠	10番	倉田 健三	12番	朝倉 善則
13番	黒澤 ちよ子	14番	渡沢 寿		

3. 欠 席 委 員 3名にしてその氏名は次のとおり

6番	浅野 厚司	8番	菊地 直子	11番	村越 竜仁
----	-------	----	-------	-----	-------

4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 山内 美穂
同 上 事務局 長 補 佐 小川 正樹
同 上 農 地 係 長 嶋貫 信一郎

5. 付 議 事 件

日程第1		会議録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告について
日程第4	報第20号	南陽市認定農業者の認定について
日程第5	報第21号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6	報第22号	農業者年金特例付加年金裁定請求に係る報告について
日程第7	議第41号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第8	議第42号	非農地証明願に対する可否について
日程第9	議第43号	南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

6. 会 議 の 要 領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後2時）

令和7年11月18日付け南農委告示第13号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は、11名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、6番 浅野厚司委員、8番 菊地直子委員、11番 村越竜仁委員の3名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により、議長が指名いたします。

7番 錦礼子委員 10番 倉田健三委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 7番 錦 礼子委員
10番 倉田 健三委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第20号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、報第20号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年11月12日付け農第998号で、南陽市長から本委員会に対し、令和8年1月1日付けで2件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただいまの報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第20号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第21号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、報第21号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が3件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第20号について、ご説明申し上げます。

議案書は3ページになります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計4,304㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の一部の畑 1,114㎡を解約手続きが遺漏していたため、このたび合意解約するものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外3筆の田 合計6,055㎡を賃貸人の申出により、合意解約するものです。

議長（高橋会長） ただいまの報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声が有りますので、報第21号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 報第22号「農業者年金特例付加年金裁定請求に係る報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、報第22号「農業者年金特例付加年金裁定請求に係る報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、特例付加年金の給付を受けるため、令和7年10月10日から令和7年11月10日までの間に、1名から裁定請求があったのでその内容を審査し、農業者年金基金に送付したことを報告するものであります。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

- 小川事務局長補佐 ただ今提案されました報第22号につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書の4ページをご覧ください。
この度の請求につきましては、第三者に経営継承するもので、新制度の特例付加年金、受付番号15番、令和7年10月15日受付、裁定請求者は▲▲の■■■■さん、75歳、後継者の■■■■さん、44歳に経営継承するものであります。継承面積は、農地30,569㎡、継承日は令和7年4月30日でございます。
- 議長（高橋会長） ただいまの報告に対して質疑ございませんか。
- 3番
（安達芳紀委員） 継承が第三者ということで、■■■■さんという方が継承を受けられましたが、どちらにお住まいの方ですか。
- 2番
（竹田壮芳委員） 地元委員の私から回答いたします。
■■■■さんは■■■■さんの甥っ子にあたる方で、■■■■さんと一緒に住んでいます。
- 3番
（安達芳紀委員） 分かりました。
- 14番
（渡沢寿委員） 新制度の特例付加年金とはどういう制度ですか。
- 小川事務局長補佐 特例付加年金は、国庫補助を受けて年金に加入していた方が、農業の経営を第三者または後継者に継承することによって、国庫補助分の積立額を通常の老齢年金に上乗せしてもらう年金です。
今回はその継承の相手が甥にあたる方だったので、直系の後継者継承ではなくて第三者継承という形になっています。
- 13番
（黒澤ちよ子委員） 年金をもらうために経営継承するのは分かったのですが、それはみんながそうだったということですか。
経営継承しないと年金はもらえないのですか。
- 小川事務局長補佐 経営継承せずとも、老齢年金は年金をかけている人みなさんがもらえます。経営継承してもらう特例付加年金は、それに上乗せしてもらうことのできる年金です。
- 議長（高橋会長） ■■■■さんは75歳。特例付加年金は60歳からもらえますと思いますが、今までは後継者がいないのでもらっていなかったということですか。
- 小川事務局長補佐 今回甥っ子さんが後継者になったので、継承して受給する運びとなったようです。
- 議長（高橋会長） 分かりました。
その他質疑意見はございますか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声が有りますので、報第22号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第41号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、議第41号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、賃借権設定2件、使用貸借権1件、計5件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第41号について、ご説明申し上げます。

議案書は5ページから7ページになります。

はじめに、5ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆の 現況田が545㎡、現況畑が466㎡、合計1,011㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外3筆の田が99㎡、畑が844㎡、合計943㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、6ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の畑 524㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計2,893㎡について、新規の1年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

次に、7ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

5番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外7筆の現況畑が8,475㎡、現況樹園地が4,105㎡ 合計12,580㎡を再設定の20年契約となっております。

議長（高橋会長）　　ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。
1番の現地調査について、神尾篤志推進委員より、調査していただ
いておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長　　本日神尾委員よりご報告をいただいております。
現地は管理されており、周辺農地に影響がないことを確認したとご
報告いただきました。
以上です。

議長（高橋会長）　　次に、2番の現地調査について、酒井一平推進委員より、調査して
いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長　　所有者の■■■■さんは遠方にお住まいの方で、相続した農地のよ
うで、作付けはされておらず、若干草も生えているということでした。
今回近くに住んでいらっしゃる■■■■さんが取得されることで、し
っかり管理されるのではないかと報告いただいております。
以上です。

議長（高橋会長）　　次に、3番の現地調査について、5番 松田繁徳委員より報告をお
願いします。

5番
松田繁徳委員　　1月23日に現地を確認してまいりました。
全てが耕作され、周辺農地に影響がないことを確認してまいりまし
た。

議長（高橋会長）　　次に、4番の現地調査について、鈴木雄一推進委員より、調査して
いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長　　今年まで■■■■さんが耕作されており、周辺農地に影響がないこ
とを確認したとご報告をいただいております。
以上です。

議長（高橋会長）　　お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ござい
ませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）　　異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

10番
(倉田健三委員)

2番の■■■■さんについて確認です。
先月、「田んぼを返されたので誰か探してほしい」という相談案件がありました。その際、地区担当委員から、「あのよう荒らした田んぼは誰も借り手がつかないだろう」という話が出ましたが、その借り手が■■■■さんという方ではなかったかと思うのですが、今回の農地の取得について問題がないか確認までお伺いします。

嶋貫農地係長

先月の案件は■■■■さんという方で、別の方でした。
■■■■さんは畑中心に、キュウリや大根を作っているらしいです。

10番
(倉田健三委員)

分かりました。

議長 (高橋会長)

4番の■■■■さんの案件について、先程の18条の案件として6反ほど解約して、今回■■■■さんに3反ほど3条で貸付されていますが、残りの3反は自分で耕作されるということでしょうか。

嶋貫農地係長

■■■■さんの解約の手続きと一緒に別の方も解約の手続きにいらっしやって、できるだけ地元の方がまとめて作るようにと、▲▲の地区内で色々やりとりがあったようです。

4番の■■■■さんの農地3反分については■■■■さんが3条を希望されて、残りの3反は機構に申込したいということで、別の方が来月以降手続き予定で動いているところです。

議長 (高橋会長)

分かりました。
他に質疑、意見はございますか。

…………なしの声…………

議長 (高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

…………全員挙手…………

議長 (高橋会長)

妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長 (高橋会長)

次に、日程第8 議第42号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、議第42号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。

事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第42号につきまして、ご説明します。議案書8ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲外2筆 登記地目が畑 合計649㎡が、昭和48年から耕作せず山林化して、現在に至るものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、高橋義昭推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 11月21日に、高橋義昭委員よりご報告を頂戴しました。現地については、申請のとおり山林化していることを資料等で確認したとご報告をいただいております。

以上です。

議長（高橋会長） これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第43号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、議第43号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年11月11日付け農第1012号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、賃借権設定3件、使用貸借権1件の計4件に関する農用地利用集積等促進計画案について意見を求められましたので、提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐

ただ今提案されました、議第43号について、ご説明を申し上げます。

令和5年4月からの農業経営基盤強化促進法の改正により、農用地利用集積等促進計画として定めることとなりました。つきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、本委員会に意見を求められたものです。

議案書は9ページから12ページまでとなっております。11ページをお開きください。賃借権設定となります。

1番については、▲▲の■■■■さんの▲▲字▲▲の「田」外1筆の合計1446.99㎡を、▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間はR8.1.31からR18.1.31まで、賃料収受回数は10回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

2番については、▲▲の■■■■さんの▲▲字▲▲の「畑」外1筆の合計2,362㎡を、▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間はR8.1.31からR18.1.31まで、賃料収受回数は10回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

3番については、▲▲の■■■■さんの▲▲字▲▲の「田」外1筆の合計4,304㎡を、▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間はR8.1.31からR18.1.31まで、賃料収受回数は10回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

次に、12ページをご覧ください。使用貸借権となります。

1番については、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの間で「やまがた農業支援センター」を介して、設定するもので、▲▲字▲▲の「田」、291㎡について、新規で16年の無償による契約となっております。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
賃借権設定から使用貸借権までの4件について、質疑、意見を求め
ます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの賃借権設定から使用貸借権までの4
件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手
をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である
旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたし
ました。
よって、令和7年11月18日付け南農委告示第13号をもって招
集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時27分）